

新旧対照表

資料名	頁	項目(条文)	新	旧
入札説明書	11	4.3.4. 予定価格 (1) 予定価格	<p>予定価格は以下のとおりとする。算定根拠は公表しない。また、最低制限価格は設定しない。 <u>3,521,386,000円</u>(消費税及び地方消費税を含む) 予定価格は、金利変動及び物価変動による増減額を除き、かつ消費税及び地方消費税を8%とした額である。</p>	<p>予定価格は以下のとおりとする。算定根拠は公表しない。また、最低制限価格は設定しない。 <u>3,524,038,000円</u>(消費税及び地方消費税を含む) 予定価格は、金利変動及び物価変動による増減額を除き、かつ消費税及び地方消費税を8%とした額である。</p>
入札説明書	12	4.3.5. 一括支払金 ※2	<p>提案に際しての交付金予定額は、<u>465,772,000円(税込み)</u>とすること。なお、実際に事業者に支払う一括支払金は、交付金予定額等の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に追加費用が発生する場合、事業者の負担とする。</p>	<p>提案に際しての交付金予定額は、<u>415,750,000円</u>とすること。なお、実際に事業者に支払う一括支払金は、交付金予定額の変更に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。この場合に追加費用が発生する場合、事業者の負担とする。</p>
要求水準書	1	1.2.1. 本事業の基本的な考え方 ウ 地域への貢献	<p>事業実施に伴い、市内企業を積極的に選定し、経済面だけでなく、<u>市内</u>企業への技術力向上に貢献すること。</p>	<p>事業実施に伴い、市内企業を積極的に選定し、経済面だけでなく、<u>地元</u>企業への技術力向上に貢献すること。</p>
要求水準書	16	3.3.2. その他、付随業務 (4) 検査業務	<p><u>ア</u> 事業者は、対象校ごとに、<u>各対象校の工事完了の都度</u>、速やかに施工業務を受託する企業による自主検査を実施させ、検査結果の報告を受けること。 <u>イ</u> 事業者は、上記の自主検査及び工事監理業務を受託する企業による監理者検査完了後、対象校ごとに<u>完成前</u>検査を行い、検査結果を市に報告すること。なお、市は必要に応じて事業者の<u>完成前</u>検査に立ち会うことができる。 <u>ウ</u> 事業者は、上記の<u>完成前</u>検査を実施後、空調設備引渡日までに市の<u>完成検査</u>を受けること。なお、<u>完成検査</u>の指摘事項は、空調設備引渡日までに是正工事を完了させ、是正報告書を書面にて市に提出して確認を得ること。 <u>エ</u> 事業者は、上記<u>完成検査</u>とは別に、<u>すべての対象校の工事完了後、対象校ごとに2020年4月1日の空調設備供用開始に向けて、施工業務を受託する企業による試運転調整記録を確認すること。その後、速やかに供用開始前検査を行い、検査結果を市に報告すること。なお、供用開始前検査では、手直し等の工事内容を抽出するとともに、品質面及び安全面からも空調設備が供用開始できる状態であることを確認し、検査記録を纏めて市に報告すること。供用開始前検査記録の報告をした後、市と空調設備の使用に関する取り決めを行い、市はこれにより空調設備を使用するものとする。</u></p>	<p><u>ア</u> 事業者は、対象校ごとに、<u>2020年4月1日の空調設備供用開始に向けて、施工業務を受託する企業による試運転調整記録を確認後、速やかに供用開始前検査を行い、検査結果を市に報告すること。なお、供用開始前検査では、残工事内容を抽出するとともに、品質面及び安全面からも空調設備が供用開始できる状態であることを確認し、検査記録を纏めて市に報告すること。供用開始前検査記録の報告をした後、市と空調設備の使用に関する取り決めを行い、市はこれにより空調設備を使用するものとする。</u> <u>イ</u> 事業者は、対象校ごとに、工事完了後速やかに施工業務を受託する企業による自主検査を実施させ、検査結果の報告を受けること。 <u>ウ</u> 事業者は、上記の自主検査及び工事監理業務を受託する企業による監理者検査完了後、対象校ごとに<u>完成検査</u>を行い、検査結果を市に報告すること。なお、市は必要に応じて事業者の<u>完成検査</u>に立ち会うことができる。 <u>エ</u> 事業者は、上記の完成検査を実施後、空調設備引渡日までに市の<u>引渡し検査</u>を受けること。なお、<u>引渡し検査</u>の指摘事項は、空調設備引渡日までに是正工事を完了させ、是正報告書を書面にて市に提出して確認を得ること。</p>

資料名	頁	項目(条文)	新	旧
要求水準書	22	7.2.1.一般事項 オ	対象校の改修、統合時に移設、撤去しやすい場所に機器を設置すること。なお、設置場所は市及び対象校と協議のうえ、最終決定すること。	対象校の改修、統合時に移設、撤去しやすい場所に機器を設置すること。なお、設置場所は市と協議のうえ、最終決定すること。
要求水準書	22	7.2.1.一般事項 ケ	ケ 空調設備の運転に使用した電力使用量、ガス使用量を測定できるメーターを設置すること。なお、「3.3.1.空調設備の施工業務(4)キ」で示す更新対象の既存空調設備についても、メーターを設置すること。	ケ 空調設備の運転に使用した電力使用量、ガス使用量を測定できるメーターを設置すること。
要求水準書	27	8.1.3..設計業務に係る計画書等 表	市内業者発注等計画書、部数1、体裁:任意、媒体種別(紙:○、電子:○)	左記内容を追加
要求水準書	28	8.1.3..設計業務に係る計画書等	イ 市内業者発注等計画書 ・設計業務着手前に事業者から直接設計業務を受託する企業及びその下請負業者(再委託若しくは一次下請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。	左記内容を追加
要求水準書	28	8.1.4.施工業務に係る計画書等 ウ 市内業者発注等計画書	施工業務着手前に事業者から直接施工業務を受託する企業及びその下請負業者(再委託若しくは一次下請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。	施工業務着手前に事業者から直接施工業務を受託する企業及びその下請負業者に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。
要求水準書	29	8.1.5.工事監理業務に係る計画書等 表	市内業者発注等計画書、部数1、体裁:任意、媒体種別(紙:○、電子:○)	左記内容を追加
要求水準書	29	8.1.5.工事監理業務に係る計画書等	イ 市内業者発注等計画書 ・工事監理業務着手前に事業者から直接工事監理業務を受託する企業及びその下請負業者(再委託若しくは一次下請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。	左記内容を追加

資料名	頁	項目(条文)	新	旧
要求水準書	30	8.1.6.維持管理業務に係る計画書等表	市内業者発注等計画書、部数1、体裁:任意、媒体種別(紙:○、電子:○)	左記内容を追加
要求水準書	30	8.1.6.維持管理業務に係る計画書等	イ 市内業者発注等計画書 ・維持管理業務着手前に事業者から直接維持管理業務を受託する企業及びその下請負業者(再委託若しくは一次下請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。	左記内容を追加
要求水準書	30	8.2.1.設計業務に係る報告書等	【設計業務完了時】	【設計業務完了後】
要求水準書	30	8.2.1.設計業務に係る報告書等【設計業務完了時】表	市内業者発注等報告書、部数1、体裁:任意、媒体種別(紙:○、電子:○)	左記内容を追加
要求水準書	31	8.2.1.設計業務に係る報告書等	ウ 市内業者発注等報告書 ・設計業務完了時に事業者から直接設計業務を受託する企業及び下請負業者(再委託若しくは一次下請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提出すること。	左記内容を追加
要求水準書	31	8.2.2.施工業務に係る報告書等【施工業務完了時】表	削除	市内業者発注等報告書
要求水準書	31	8.2.2.施工業務に係る報告書等【施工業務完了時】表	市による完成検査記録	市による引渡し検査記録

資料名	頁	項目(条文)	新	旧
要求水準書	32	8.2.2.施工業務に係る報告書等【施工業務完了時】 ウ 機器完成図書	2020年4月1日の空調設備供用開始にあたり、機器完成図、機器性能試験報告書、機器取扱説明書、各種保証書、機器納入業者一覧表等をまとめた機器完成図書を作成し、市に提出して確認を得ること。	2019年9月1日の空調設備供用開始にあたり、機器完成図、機器性能試験報告書、機器取扱説明書、各種保証書、機器納入業者一覧表等をまとめた機器完成図書を作成し、市に提出して確認を得ること。
要求水準書	32	8.2.2.施工業務に係る報告書等【施工業務完了時】 オ 市内業者発注等実績報告書	削除	オ 市内業者発注等実績報告書 ・施工業務完了時に市内業者発注等計画書に基づき、全ての市内業者に関する発注・請負金額等の実績を明記した市内業者発注等実績報告書を作成し、市に提出して確認を得ること。
要求水準書	32	8.2.2.施工業務に係る報告書等 ケ 市内業者発注等報告書	施工業務完了時に事業者から直接施工業務を受託する企業及びその下請負業者(再委託若しくは一次下請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提出すること。	施工業務完了時に事業者から直接施工業務を受託する企業及びその下請負業者に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提出すること。
要求水準書	33	8.2.3.工事監理業務に係る報告書等【工事監理業務完了時】 表	市内業者発注等報告書、部数1、体裁:任意、媒体種別(紙:○、電子:○)	左記内容を追加
要求水準書	33	8.2.3.工事監理業務に係る報告書等	イ 市内業者発注等報告書 ・工事監理業務完了時に事業者から直接工事監理業務を受託する企業及び下請負業者(再委託若しくは一次下請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提出すること。	左記内容を追加
要求水準書	33	8.2.4. 維持管理業務に係る報告書等 表	市内業者発注等報告書、部数1、体裁:任意、媒体種別(紙:○、電子:○)	左記内容を追記
要求水準書	33	8.2.4. 維持管理業務に係る報告書等 イ 半期業務報告書(夏季・冬季)	維持管理業務期間中、対象校ごとに以下に記載する内容を半期業務報告書として作成し、夏季の業務報告書は10月10日、冬季の業務報告書は3月31日までに市に提出して確認を得ること。なお、下記の①から③の計測記録は月ごとの消費量等をまとめたものとするが、市から特定の日時の計測記録の提出の要求があった場合には提出すること。	維持管理業務期間中、対象校ごとに以下に記載する内容を半期業務報告書として作成し、夏季の業務報告書は9月31日、冬季の業務報告書は3月31日までに市に提出して確認を得ること。なお、下記の①から③の計測記録は月ごとの消費量等をまとめたものとするが、市から特定の日時の計測記録の提出の要求があった場合には提出すること。

資料名	頁	項目(条文)	新	旧
要求水準書	34 35	8.2.4. 維持管理業務に係る報告書等	ク 市内業者発注等報告書 ・維持管理業務期間完了時に事業者から直接維持管理業務を受託する企業及び下請負業者(再委託若しくは一次下請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提出すること。	左記内容を追記
要求水準書	36	添付資料1 ■基準燃費の算出方法 ②	供用開始後1年間のエネルギー消費量(kWh、m3)、 室外機及び室内機 の運転時間(h)、外気温(°C)を対象	供用開始後1年間のエネルギー消費量(kWh、m3)、室内機の運転時間(h)、外気温(°C)を対象
要求水準書	36	添付資料1 ■基準燃費の算出方法 ③	対象校別のエネルギー消費量(kWh、m3)、 運転時間 (h)の見直し	対象校別のエネルギー消費量(kWh、m3)、 稼働 運転時間(h)の見直し
要求水準書	37	添付資料1 ①	① 対象校毎に、事業者が事業提案書類で提案した全室外機 及び室内機 の定格燃費(メーカー基準値)及び安全率(学校の現状、冷媒配管長の補正、空調設備の経年劣化、事業者が事業提案書類で提案した維持管理等を加味して割合を算出すること。)を乗じた値を、基準燃費とする。	① 対象校毎に、事業者が事業提案書類で提案した全室外機の定格燃費(メーカー基準値)及び安全率(学校の現状、冷媒配管長の補正、空調設備の経年劣化、事業者が事業提案書類で提案した維持管理等を加味して割合を算出すること。)を乗じた値を、基準燃費とする。
要求水準書	37	添付資料1 ②	供用開始後1年間のエネルギー消費量(kWh、m3)、 室外機及び室内機 の運転時間(h)、外気温(°C)を対象校別に計測すること。なお、外気温は四日市地域気象観測所のデータを使用すること。	供用開始後1年間のエネルギー消費量(kWh、m3)、室内機の運転時間(h)、外気温(°C)を対象校別に計測すること。なお、外気温は四日市地域気象観測所のデータを使用すること。
要求水準書	37	添付資料1 ③	②の資料をもとに対象校別のエネルギー消費量(kWh、m3)、 室外機及び室内機 の 運転 時間(h)について市と協議のもと見直しを行う。	②の資料をもとに対象校別のエネルギー消費量(kWh、m3)、室内機の 稼働 時間(h)について市と協議のもと見直しを行う。

資料名	頁	項目(条文)	新	旧
要求水準書	37	添付資料1 ④	見直したエネルギー消費量(kWh、m3)、 <u>室外機及び室内機の運転</u> 時間(h)をもとに2年目以降のモニタリングに使用するための <u>室外機及び室内機の運転</u> 時間当たりのエネルギー消費量(kW、m3/h)に事業者が事業提案書類で提案した安全率を乗じた値と外気温(°C)の関係性を示す資料を対象校別に作成し、それを基準燃費とする。	見直したエネルギー消費量(kWh、m3)、室内機の <u>稼働</u> 時間(h)をもとに2年目以降のモニタリングに使用するための室内機 <u>稼働</u> 時間当たりのエネルギー消費量(kW、m3/h)に事業者が事業提案書類で提案した安全率を乗じた値と外気温(°C)の関係性を示す資料を対象校別に作成し、それを基準燃費とする。
要求水準書	37	添付資料2 ⑤	実燃費(2年目以降の対象校別の <u>室外機及び室内機の運転</u> 時間 当たりのエネルギー消費量(kW、m3/h))と外気温(°C)を計測する。	実燃費(2年目以降の対象校別の室内機 <u>稼働</u> 時間 当たりのエネルギー消費量(kW、m3/h))と外気温(°C)を計測する。
基本協定書 (案)	4	第7条第4項	前3項の規定にかかわらず、事業契約に係る本契約の効力発生前に、本事業の入札手続に関し、落札者のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、市は、落札者全員との間で本協定を解除して事業仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の <u>事業仮契約</u> を解除することができるものとする。	前3項の規定にかかわらず、事業契約に係る本契約の効力発生前に、本事業の入札手続に関し、落札者のいずれかが次の各号のいずれかに該当する場合は、市は、落札者全員との間で本協定を解除して事業仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の <u>事業契約の仮契約</u> を解除することができるものとする。
基本協定書 (案)	4	第7条第5項	事業契約に係る本契約の効力発生までに、落札者において、入札説明書に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合、又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合、市は、本協定を解除して事業仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の <u>事業仮契約</u> を解除することができるものとする。	事業契約に係る本契約の効力発生までに、落札者において、入札説明書に定める本事業の参加資格を欠くに至った場合、又は罰則及び重大な行政処分等を受けた場合、市は、本協定を解除して事業仮契約を締結せず、又は本協定及び締結済の <u>事業契約の仮契約</u> を解除することができるものとする。
基本協定書 (案)	5、6	第10条第1項	本協定で別段の定めがある場合を除き、事由を問わず <u>事業仮契約</u> の締結に至らなかった場合(<u>事業仮契約</u> が解除された場合を含む。)又は <u>事業仮契約</u> が四日市市議会により否決されたことにより本契約として成立しなかった場合、既に市及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第11条に規定する違約金等を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。	本協定で別段の定めがある場合を除き、事由を問わず <u>事業契約の仮契約</u> の締結に至らなかった場合(仮契約が解除された場合を含む。)又は <u>仮契約</u> が四日市市議会により否決されたことにより本契約として成立しなかった場合、既に市及び落札者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、第11条に規定する違約金等を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
基本協定書 (案)	7	第12条第2項5号	<u>正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明できる情報</u>	条文追加

資料名	頁	項目(条文)	新	旧
事業契約書 (案)	9	第34条第2項	完成確認の結果、空調設備が、業務水準に従い施工されているときは、市は事業者に対し、 すべての対象校の完成確認が終了した後、 速やかに完成確認書を交付する。	完成確認の結果、空調設備が、業務水準に従い施工されているときは、市は事業者に対し、完成確認書を交付する。
事業契約書 (案)	11	第39条	事業者は、市に対し、別紙2の日程表に規定する期間までに、第34条に基づく市の完成確認を得たうえで、完成した空調設備を引き渡すものとし、空調設備の供用開始日は 別紙2の日程表の維持管理業務期間の初日とする。	事業者は、市に対し、別紙2の日程表に規定する期間までに、第34条に基づく市の完成確認を得たうえで、完成した空調設備を引き渡すものとし、空調設備の供用開始日は 市と事業者が協議のうえ、市が決定するものとする。
事業契約書 (案)	25	第90条第1項5号	正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明できる情報	条文追加
事業契約書 (案)	27	第99条	条文の削除	本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本事業契約の解釈若しくは本事業契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、その都度、市及び事業者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。
事業契約書 (案)	34	別紙4 1.3.設計業務に係る計画書等表	市内業者発注等計画書、部数1、体裁:任意、媒体種別(紙:○、電子:○)	左記内容を追加
事業契約書 (案)	34	別紙4 1.3.設計業務に係る計画書等	イ 市内業者発注等計画書 ・ 設計業務着手前に事業者から直接設計業務を受託する企業及びその下請負業者(再委託若しくは一次下請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。	左記内容を追加
事業契約書 (案)	35	別紙4 1.4.施工業務に係る計画書等 ウ 市内業者発注等計画書	施工業務着手前に事業者から直接施工業務を受託する企業及びその下請負業者(再委託若しくは一次下請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。	施工業務着手前に事業者から直接施工業務を受託する企業及びその下請負業者に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。

資料名	頁	項目(条文)	新	旧
事業契約書 (案)	36	別紙4 1.5. 工事監理業務に係る計画書等 表	市内業者発注等計画書、部数1、体裁:任意、媒体種別(紙: ○、電子:○)	左記内容を追加
事業契約書 (案)	36	別紙4 1.5. 工事監理業務に係る計画書等	イ 市内業者発注等計画書 ・工事監理業務着手前に事業者から直接工事監理業務を受託する企業及びその下請負業者(再委託若しくは一次下請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。	左記内容を追加
事業契約書 (案)	36	別紙4 1.6. 維持管理業務に係る計画書等 表	市内業者発注等計画書、部数1、体裁:任意、媒体種別(紙: ○、電子:○)	左記内容を追加
事業契約書 (案)	36	別紙4 1.6. 維持管理業務に係る計画書等	イ 市内業者発注等計画書 ・維持管理業務着手前に事業者から直接維持管理業務を受託する企業及びその下請負業者(再委託若しくは一次下請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して確認を得ること。	左記内容を追加
事業契約書 (案)	37	別紙4 2.1. 設計業務に係る報告書等	【設計業務完了時】	【設計業務完了後】
事業契約書 (案)	37	別紙4 2.1.設計業務に係る報告書等 【設計業務完了時】 表	市内業者発注等報告書、部数1、体裁:任意、媒体種別(紙: ○、電子:○)	左記内容を追加
事業契約書 (案)	37	別紙4 2.1.設計業務に係る報告書等	ウ 市内業者発注等報告書 ・設計業務完了時に事業者から直接設計業務を受託する企業及び下請負業者(再委託若しくは一次下請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提出すること。	左記内容を追加

資料名	頁	項目(条文)	新	旧
事業契約書 (案)	38	別紙4 2.2. 施工業務に係る報告書等 【施工業務完了時】 表	削除	市内業者発注等実績報告書
事業契約書 (案)	38 39	別紙4 2.2. 施工業務に係る報告書等 ウ 機器完成図書	2020年4月1日の空調設備供用開始にあたり、機器完成図、機器性能試験報告書、機器取扱説明書、各種保証書、機器納入業者一覧表等をまとめた機器完成図書を作成し、市に提出して確認を得ること。	2019年4月1日の空調設備供用開始にあたり、機器完成図、機器性能試験報告書、機器取扱説明書、各種保証書、機器納入業者一覧表等をまとめた機器完成図書を作成し、市に提出して確認を得ること。
事業契約書 (案)	39	別紙4 2.2. 施工業務に係る報告書等 オ 市内業者発注等実績報告書	削除	施工業務完了時に市内業者発注等計画書に基づき、全ての市内業者に関する発注・請負金額等の実績を明記した市内業者発注等実績報告書を作成し、市に提出して確認を得ること。
事業契約書 (案)	39	別紙4 2.2. 施工業務に係る報告書等 ケ 市内業者発注等報告書	施工業務完了時に事業者から直接施工業務を受託する企業及びその下請負業者(再委託若しくは一次下請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提出すること。	施工業務完了時に事業者から直接施工業務を受託する企業及びその下請負業者に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提出すること。
事業契約書 (案)	39	別紙4 2.3. 工事監理業務に係る報告書等 【工事監理業務完了時】 表	市内業者発注等報告書、部数1、体裁:任意、媒体種別(紙:○、電子:○)	左記内容を追加
事業契約書 (案)	39	別紙4 2.3. 工事監理業務に係る報告書等	イ 市内業者発注等報告書 ・ 工事監理業務完了時に事業者から直接工事監理業務を受託する企業及び下請負業者(再委託若しくは一次下請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提出すること。	左記内容を追加

資料名	頁	項目(条文)	新	旧
事業契約書 (案)	40	別紙4 2.4. 維持管理業務に係る報告書等 【維持管理業務期間完了時】 表	市内業者発注等報告書、部数1、体裁:任意、媒体種別(紙: ○、電子:○)	左記内容を追加
事業契約書 (案)	40	別紙4 2.4. 維持管理業務に係る報告書等 イ 半期業務報告書(夏季・冬季)	維持管理業務期間中、対象校ごとに以下に記載する内容を 半期業務報告書として作成し、夏季の業務報告書は10月10 日、冬季の業務報告書は3月31日までに市に提出して確認 を得ること。なお、下記の①から③の計測記録は月ごとの消 費量等をまとめたものとするが、市から特定の日時の計測記 録の提出の要求があった場合には提出すること。	維持管理業務期間中、対象校ごとに以下に記載する内容を 半期業務報告書として作成し、夏季の業務報告書は10月10 日、冬季の業務報告書は4月10日までに市に提出して確認 を得ること。なお、下記の①から③の計測記録は月ごとの消 費量等をまとめたものとするが、市から特定の日時の計測記 録の提出の要求があった場合には提出すること。
事業契約書 (案)	41	別紙4 2.4. 維持管理業務に係る報告書等	ク 市内業者発注等報告書 ・ 維持管理業務期間完了時に事業者から直接維持管理業 務を受託する企業及び下請負業者(再委託若しくは一次下 請けまで)に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負 金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提 出すること。	左記内容を追加
事業契約書 (案)	45	別紙7 4.2.書類検査によるエネルギー消費性 能モニタリングの方法 表①	供用開始後1年間のエネルギー消費量(kWh、m3)、 室外機 及び室内機 の運転時間(h)、外気温(°C)を対象校別に計測 すること。なお、外気温は四日市地域気象観測所のデータを 使用すること。	供用開始後1年間のエネルギー消費量(kWh、m3)、室内機 の運転時間(h)、外気温(°C)を対象校別に計測すること。な お、外気温は四日市地域気象観測所のデータを使用するこ と。
事業契約書 (案)	45	別紙7 4.2.書類検査によるエネルギー消費性 能モニタリングの方法 表②	①で計測したエネルギー消費量(kWh、m3)、 室外機及び室 内機 の 運転 時間(h)をもとに、市と協議の上、2年目以降の モニタリングに使用するための 室外機及び室内機 の 運転 時 間 当たりのエネルギー消費量(kW、m3/h)を設定する。	①で計測したエネルギー消費量(kWh、m3)、室内機の 稼働 時間(h)をもとに、市と協議の上、2年目以降のモニタリング に使用するための 室外機及び室内機 の 稼働 時間 当たりのエ ネルギー消費量(kW、m3/h)を設定する。
事業契約書 (案)	46	別紙7 4.2.書類検査によるエネルギー消費性 能モニタリングの方法 表③	②で設定した 室外機及び室内機 の 運転 時間当たりのエネル ギー消費量(kW、m3/h)に事業者が事業提案書類で提案し た安全率を乗じた値と外気温(°C)の関係性を示す資料を対 象校別に作成し、これを基準燃費とする。	②で設定した 室外機稼働 時間当たりのエネルギー消費量 (kW、m3/h)に事業者が事業提案書類で提案した安全率を 乗じた値と外気温(°C)の関係性を示す資料を対象校別に作 成し、これを基準燃費とする。

資料名	頁	項目(条文)	新	旧
事業契約書 (案)	46	別紙7 4.2.書類検査によるエネルギー消費性能モニタリングの方法 表④	実燃費(2年目以降の対象校別の 室外機及び室内機 の 運転 時間 当たりのエネルギー消費量(kW、m3/h))と外気温(°C)を計測する。	実燃費(2年目以降の対象校別の室内機稼働時間 当たりのエネルギー消費量(kW、m3/h))と外気温(°C)を計測する。
事業契約書 (案)	56	別紙9 3. 消費税法変更に基づく改定	契約締結までに 設計・施工・工事監理業務に係る対価に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。	設計・施工・工事監理業務に係る対価に対する消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。
様式集 (WORD)	6	【記入要領】 2. 作成上の共通留意事項 表[提出書類の綴じる区分]	4(4)事業提案書等	4(3)事業提案書等
様式集 (WORD)	7	【記入要領】 5. 電子データの提出について	・ 事業提案書提出時における提出書類(各様式)の電子データをCD-R又はDVD-Rに保存し、入札説明書に記載の要領で2枚提出すること。	・ 事業提案書提出時における提出書類(各様式)の電子データをCD-R又はDVD-Rに保存し、入札説明書に記載の要領で提出すること。
様式集 (WORD)	38	様式5-3	注5 SPCの設立費用や設計・施工期間中に必要となるSPC運営経費等は「設計業務、施工業務に関する費用」の「その他業務費」とし、各学校欄は空欄として「全校合計」欄にまとめて計上すること。 注6 「設計業務、施工業務に関する費用」の「割賦手数料(金利)」について、各学校欄は空欄として「全校合計」欄にまとめて計上すること。 注7 維持管理期間中のSPC運営経費等は、「維持管理業務に関する費用」の「その他業務費」とし、各学校欄は空欄として「全校合計」欄にまとめて計上すること。	左記内容を追加
様式集 (WORD)	44	様式7-4	※「うち市内業者への契約予定額」欄については、再委託若しくは一次下請けまでとする。 ※ 市内構成員から市内業者の再委託若しくは一次下請けに発注する場合には、当該構成員の発注予定額のみを記載すること。(市内構成員の発注額と当該市内構成員から市内業者への下請等する場合の発注額を二重に計上しないようにすること。)	左記内容を追加

資料名	頁	項目(条文)	新	旧
様式集 (EXCEL)		様式7-8	※「事業期間平均」は、1年目(2020年度)から13年目(2032年度)までの平均としてください。	左記内容を追記
様式集 (EXCEL)		様式11-5	エクセルデータの計算式を修正	
様式集 (EXCEL)		様式11-6	エクセルデータの計算式を修正	